

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 の検討結果について (報告)

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

1. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催する。

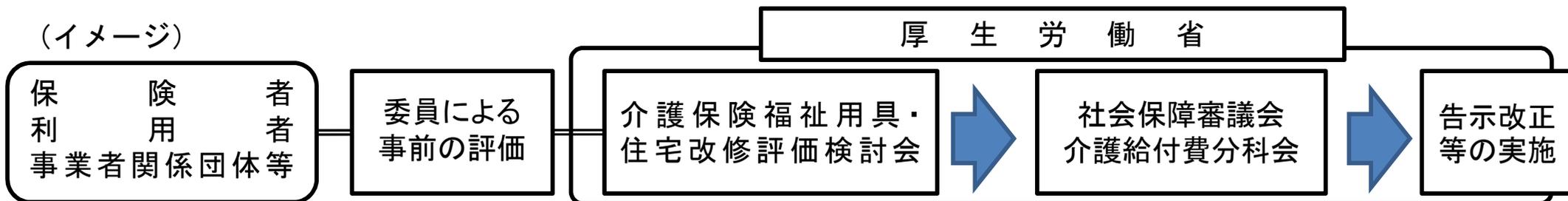
【メンバー構成】

学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等

【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や拡充についての妥当性や内容に関する事。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関する事。

(イメージ)



2. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員

令和2年9月時点 (順不同・敬称略)

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
石田 光広	稲城市 副市長	上野 文規	介護総合研究所 元気の素 代表
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	大河内 二郎	介護老人保健施設竜間之郷 施設長
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長	松本 吉央	産総研 人間拡張センター 研究チームリーダー
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構 理事長
井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部福祉用具対策委員長
岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長		

令和2年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価検討結果について①

- 令和2年度第4回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（令和3年3月9日開催）において、開発企業等から提案のあった福祉用具24件、住宅改修1件について、評価検討を行った。 ※平成30年2月10日から令和2年10月31日までに受付けた提案の評価検討を実施。
- 評価検討にあたっては、自立助長等の利用効果や利用安全を示すエビデンスデータの提出を求めながら、平成10年に示した「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」（7要件）に基づいて行ったところ。
- その結果、介護保険の福祉用具・住宅改修にはなじまないと判断されたものは20件、利用効果のエビデンスが不十分等を理由に評価検討が継続とされたものは5件であった。

■ 提案内容（福祉用具24件、住宅改修1件）の内訳

入浴支援	排泄支援	上肢機能支援	起立支援	移乗支援	歩行支援	立ち座り機能訓練	服薬支援	見守り支援	コミュニケーション支援	その他
2件	2件	1件	1件	1件	3件	1件	3件	2件	1件	8件

※住宅改修はその他に分類している。

■ 評価検討結果

①介護保険の福祉用具・住宅改修にはなじまないとされたもの（20件）

主な理由	・一般製品との差別化が困難なもの。（11件）
	・リハビリ訓練や服薬管理等の医療的観点から使用されるもの。（6件）
	・再利用することに心理的抵抗が伴い、貸与になじまないもの。（2件）
	・有用性や安全性が確認できないもの。（1件）

②利用効果のエビデンスが不十分等を理由に評価検討が継続されたもの（5件）

提案機器	機器の概要	総合的評価
①入浴用補助椅子	浴用イスに付属する複数のノズルから温水シャワーを噴出し、浴槽に入ることなく温浴を可能とする用具。	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易浴槽として提案されているが、特定福祉用具購入として認められている入浴補助用具である入浴用いすにシャワーアームが付属した用具である。 ○シャワーアームが付属されたことによって介助者の負担が軽減されたとあるが、アンケート調査による該当の有無に留まっており、具体的な軽減効果が示されていないため、示されている利用対象者に対して、どのような介助行為が軽減されて、どの程度介助者の負担軽減につながったのか、具体的な効果や事例を示す必要がある。

令和2年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の評価検討結果について②

②利用効果のエビデンスが不十分等を理由に評価検討が継続されたもの（5件）（続き）

提案機器	機器の概要	総合的評価
②排泄予測支援機器	膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿タイミングを知らせる機器。	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄のタイミングを認識することが出来るようになることで、失禁の減少やトイレでの自立排尿につながり、自立助長に資する場面が想定される。 ○また、排尿のタイミングを介助者に通知する通信機能を有しているが、排泄予測機能という本来の機能として一体不可分のものとして有効と考えられる。 ○示されたエビデンスでは、24時間支援体制が整った病院や施設における利用での一定の効果が示されているが、在宅の利用環境を想定した課題について、以下の内容を示す必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該機器は、常時使用する場合や、短期間使用する場合等の事例が挙げられているが、対象像毎に適切な使用方法を明らかにすること。 ・在宅では日中活動を活発に行う利用者や認知症状を有する利用者もいる中で、適切に装着して排尿量を計測できる対象像を明らかにすること。 ・当該用具を特定福祉用具販売とする場合、利用者や家族が継続的かつ適切に利用できるようなするための製品メーカーによる具体的なサポート内容を明らかにすること。
③歩行器（片麻痺用）	片麻痺患者が、片手で操作できる歩行器	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行器に該当するものであるが、片麻痺患者に限定されており、通常の歩行器と比べて安全性に配慮が必要と考えられる。 ○在宅での利用にあたり、例えば、段差や舗装されていない路面での使用時の転倒リスクへの対応や、横方向への大きな荷重がかかった場合の安定性等を明らかにし、在宅での日常生活場面上で安全に利用することが可能かどうか、明らかにする必要がある。
④装着型機能訓練支援機器（腰部装着訓練型）	装着者自身の情報を確認しながら、体幹動作や立ち座り動作を繰り返し機能を向上させる機器。	<ul style="list-style-type: none"> ○示されたエビデンスは、老健施設等で使用された場合であり、医療的関与が推定されるため、当該機器の使用にあたっては、訓練を必要とする対象者の適用（適応・非適応）や訓練の評価の判断には、医療専門職の関与が必要と考えられる。また、使用中の急変等について医学的観点からリスク管理が重要な課題と考える。 ○医療専門職の関与が必要ないというのであれば、利用者や家族が在宅の中で適切かつ安全に利用できることについて具体的に示す必要がある。 ○なお、当該機器を使用しない通常の自主訓練効果との違いが不明確であることについても明らかにする必要がある。
⑤見守り支援機器	高齢者の見守り機器を追加。バイタル、センサー感知など、様々な媒体を使用。	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の状況を介助者にメールでお知らせする通信機能を有しているが、見守りという本来の機能として一体不可分のものとして有効と考えられる。 ○一方、有料老人ホームやサ高住において効果が提示されているものの、これらの住まいは介助を行う職員がいる介護施設と類似した住まいであり、一般の在宅とは支援体制が異なるため、一般の在宅での適切な利用方法や利用者の自立助長への効果、介助者の負担軽減への効果を明らかにする必要がある。 ○個人情報保護の取扱いを明らかとされたい。

令和3年度以降の介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の通年スケジュールについて

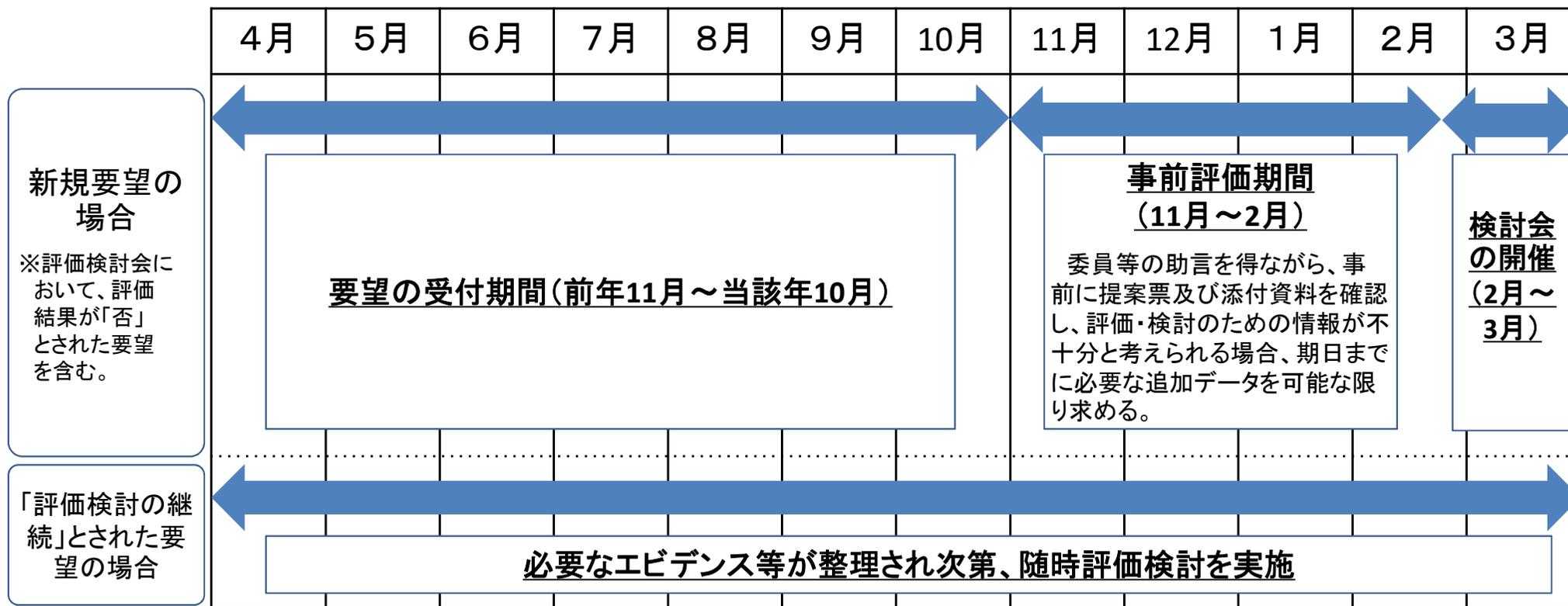
- 令和3年度以降の開発企業等からの要望に対する評価・検討については、毎年度、以下のスケジュールに従って、検討会を年度内に少なくとも1回開催して実施する。

(要望の受付期間)

- 当該開催年度の評価・検討の対象は、当該年度の10月までに受けた要望とする。
- ※ 11月以降に受けた要望については、次年度に開催する検討会で評価・検討を実施。

(検討会の開催時期)

- 2月から3月を目途に開催する。
- 前年度の検討会において「評価検討の継続」とされた要望については、必要なエビデンス等が整理され次第、随時評価検討を実施する。
- ※ 「評価検討の継続」とされた要望については、要望の申請は不要とする。



(参考1)介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

【福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

(参考2) 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

(参考3)介護保険制度における住宅改修

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（＊）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実情がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の原則9割（18万円）が上限となる。

（＊）やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができる。

2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

(参考4) 介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10.8.24))

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせることができるような工事種別を包括できる設定とする。